



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

758	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	1
759	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	1
760	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
761	"	(").....	2
762	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	2
763	林業種苗生産事業者講習会の実施	(森林整備課).....	2
764	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
765	随意契約の相手方の決定	(会計課).....	3

○ 正誤

	令和7年8月29日付け和歌山県報第646号目次中	 4
--	--------------------------	--	---------

告 示

和歌山県告示第758号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新薬新 20-28	聖薬局新宮店	新宮市蜂伏20-24	令和 7.7.31
岩医新 46-31	なかふさ診療所	岩出市中迫553-1	令和 7.7.31
田医新 50-26	広井眼科医院	田辺市下屋敷町87-1	令和 7.8.1

和歌山県告示第759号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ハートフルケア紀南	田辺市学園30-19	有限会社ハートフルケア紀南	田辺市学園30-19	訪問介護	令和 7.8.31

和歌山県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬新 27-07	聖薬局新宮店	新宮市蜂伏20-24	令和 7.8.1
岩医新 59-07	なかふさ診療所	岩出市中迫553-1	令和 7.8.1

和歌山県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
橋訪新 10-07	ワイズプランニング株式会社	橋本市城山台三丁目29-21	訪問看護ステーション孔雀	橋本市城山台二丁目11-4	令和 7.8.21

和歌山県告示第762号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
向陽脳とせぼね・循環器内科クリニック	和歌山市津秦40	西村泰彦	令和 7.10.1

和歌山県告示第763号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとお

り実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 開催日時 令和7年10月31日（金）午前9時30分から午後5時まで

2 開催場所

(1) 講義 和歌山県農林大学校林業研修部小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）

(2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川300-12）

3 講習科目

(1) 種苗に関する法令

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項

(3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,310円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に令和7年10月17日（金）までに申し込むこと。

5 その他

(1) 申込書の用紙は、林務課で配布する。

なお、申込書の様式は、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/d00211222.html>）からダウンロードすることができる。

(2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：3,450円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字広字五総田 1099番5地先から同町大字広字 五総田1099番5地先まで	旧	5.50 } 7.17	162.88	

和歌山県告示第765号

令和7年度～令和8年度財務会計システム改修（eL-QRを用いた公金収納）業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度～令和8年度財務会計システム改修（eL-QRを用いた公金収納）業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年9月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部 (和歌山)
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
- 5 随意契約に係る契約金額
99,000,000円 (うち消費税及び地方消費税の額9,000,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第2項の規定により随意契約する。

正 誤

正 誤

令和7年8月29日付け和歌山県報第646号目次中

ページ	誤	正
1	地積調査	地籍調査